

島交規乙第298号
令和元年5月16日

各警察署長 殿

保存期間	5年
------	----

島根県警察本部長

道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴う交通警察の対応について（通達）

道路構造令の一部を改正する政令（平成31年政令第157号。以下「改正令」という。別添1参照。）が、平成31年4月19日に公布され、同年4月25日施行された。

今回の改正の背景、改正令による改正後の道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「新令」という。別添2参照。）の内容及び交通警察の対応は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達については、警察庁において国土交通省と協議済みであること及び国土交通省道路局路政課長等から別添3の通知が各地方整備局等に対して発出されていることを申し添える。

記

1 改正の背景

良好な自転車交通秩序を自転車通行環境の面から実現するためには、自転車専用の通行空間を整備するとともに、自転車と自動車・歩行者との適切な分離を進めていくことが必要であることから、これまで道路管理者と連携して、自転車通行環境の整備に取り組んできたところである。

しかしながら、改正令による改正前の道路構造令（昭和45年政令第320号）においては、自転車道の幅員は原則2メートル以上とされていたため、自転車道の設置に必要な幅員を確保できないなどにより、自転車道を整備できていない状況が多数生じている。

他方、近年では、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第20条第2項の規定による普通自転車専用通行帯（幅員1.5メートル以上）の設置が全国的に進んでおり、自転車関連の交通事故数の減少や道路使用者の不安感の低減等の効果が確認されている。こうした状況を踏まえ、道路の新設又は改築に伴う自転車通行空間の確保を一層推進するため、新たに、道路構造令において「自転車通行帯」に係る規定が設けられることとされた。

2 改正の内容

(1) 自転車通行帯に係る規定の新設（新令第9条の2関係）

地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合を除き、以下の道路には、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けることとされた。

ア 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）

イ 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（自転車道を設ける道路及び上記アの道路を除く。）で、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要があるもの

(2) 自転車道に係る規定の改正（新令第10条関係）

地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合を除き、以下の道路には、道路の各側に自転車道を設けることとされた。

ア 自動車及び自転車の交通量が多い第三種（第四級及び第五級を除く。イにおいて同じ。）又は第四種（第三級を除く。イにおいて同じ。）の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの

イ 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの（上記アの道路を除く。）であり、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要があるもの

3 留意点

上記2(1)においては、法第20条第2項の規定により普通自転車専用通行帯の交通規制を実施する場合、「交通規制基準」の改正について（平成30年12月25日島交規甲第813号本部長通達）の別添「交通規制基準」（以下「交通規制基準」という。）において、その幅員は原則1.5メートル以上とされている点を踏まえ、自転車通行帯の幅員も原則1.5メートル以上とし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては1メートルまで縮小できることとされた。

4 交通警察の対応

道路管理者が新令第9条の2の規定により自転車通行帯を設ける場合、法第20条第2項の規定による普通自転車専用通行帯の交通規制を実施することが想定される。そのため、道路管理者が自転車通行帯を設けようとする場合には、その地域を管轄する都道府県公安委員会と十分な時間的余裕をもって事前に協議することとされた。

道路管理者から自転車通行帯の設置に係る協議を受けた際には、積極的にこれに協力すること。その際、「交通規制基準」の「第23普通自転車専用通行帯」に記載の留意事項を踏まえ、交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害を防止するため必要な意見を積極的に申し入れること。

別添 〔略〕